

大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年大和町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の195」を「100分の220」に改める。

第2条 大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の185」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の207.5」に改める。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(昭和37年大和市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の195」を「100分の220」に改める。

第4条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の185」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の207.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和市議会議員の議員報酬等に関する条例及び第3条の規定による改正後の大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 議員が、第1条の規定による改正前の大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて平成27年12月に支給を受けた期末手当並びに市長、副市長及び教育長が、第3条の規定による改正前の大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて同月に支給を受けた期末手当は、それぞれ改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。